

## 変更届が必要な場合及び提出書類一覧(さくら市)

	変更内容	該当事業	添付書類
1	事業所(施設)の名称	全事業	1. 運営規程
2	事業所(施設)の住所、電話番号、FAX 番号	全事業	1. 運営規程 ※事業所が移転した場合は、6 の書類も提出してください。 ※電話番号、FAX 番号変更の場合は変更届のみ提出してください。
3	事業所(法人)の住所、電話番号、FAX 番号	全事業	1. 履歴事項全部証明書(写し) ※電話番号、FAX 番号変更の場合は変更届のみ提出してください。
4	代表者の氏名及び住所	全事業	◆代表者を変更した場合 1. 履歴事項全部証明書(写し) 2. 誓約書 ※地域密着型特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護の場合：認知症対応型サービス事業開設者研修修了証の写しを添付してください。 ◆代表者が氏名・住所を変更した場合 変更届のみを提出してください。
5	登記事項証明書又は条例等 <small>※当該事業に関するものに限る</small>	全事業	1. 履歴事項全部証明書(写し)
6	事業所(施設)の建物の構造・専用区画等	全事業	1. 事業所の平面図 2. 事業所の外観および内部の様子がわかる写真 ※2 は、市が現地確認を行う場合は不要
7	管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号及び経歴	全事業 ※「2. 経歴書」は、居宅介護支援・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能型居宅介護のみ	◆管理者を変更した場合 1. 管理者を含む従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 2. 管理者の経歴書(研修修了証の写しを添付) ※居宅介護支援：主任介護支援専門員研修修了書の写しを添付してください。(令和9年3月31日までの経過措置あり) ※認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能型居宅介護：認知症対応型サービス事業管理研修修了証の写しを添付してください。 3. 誓約書 4. 兼務一覧 5. 管理者の兼務が差し支えない旨の申告書 ※4.5 は、同一建物内で他事業所の従業者を兼務する場合(小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護) ◆管理者が氏名・住所を変更した場合 変更届のみ提出してください。

	変更内容	該当事業	添付書類
8	運営規程	全事業	1. 変更後の運営規程 2. 重要事項説明書 ※運営規程の変更内容が記載されている場合 3. 勤務体系一覧表 ※従業者の職種、員数及び職務内容に変更がある場合 ※運営規程における「従業者の職種、員数及び職務内容」に変更がある場合は、その都度届け出を行う必要はありません。毎年4月1日時点において、前回の届け出または指定申請と比べて人員体制に変更がある場合は、毎月4月10日までに届け出してください。(ただし、管理者、計画作成担当者、介護支援専門員、生活相談員、機能訓練指導員、医師、栄養士に変更がある場合は、その都度届け出が必要です。)
9	協力医療機関 (病院)、 協力歯科医療機関 及びその契約内容	【協力医療機関】 地域密着型介護老人 福祉施設・小規模多 機能型居宅介護・認 知症対応型共同生活 介護	1. 運営規程 2. 協力医療機関、協力歯科医療機関と取り交わした契約書 等の写し
10	介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 病院等との連携・ 支援体制	小規模多機能型居宅 介護・認知症対応型 共同生活介護	1. 連携・支援体制の概要がわかるもの
11	本体施設の概要、 本体施設との間の 移動経路、方法及び 移動時間	地域密着型介護老人 福祉施設	1. 併設する施設、移動経路、移動時間の概要がわかるもの
12	併設施設の状況等	地域密着型介護老人 福祉施設	1. 併設する施設の概要がわかるもの
13	介護支援専門員の 氏名及び登録番号	居宅介護支援・小規 模多機能型居宅介 護・認知症対応型共 同生活介護・地域密 着型介護老人福祉施 設	◆介護支援専門員を変更した場合 1. 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 2. 従業者の勤務形態一覧 3. 介護支援専門員証の写し ◆介護支援専門員が住所・氏名を変更した場合 変更届のみを提出してください。
14	居宅介護サービス 計画費、地域密着型 介護サービス費に 関する事項	全事業	1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 3. 算定要件に該当していることが確認できる書類 ※15日までに届け出た場合、翌月1日から算定開始となります。

※変更後、10日以内に提出してください。(メール可)